

新時代の刑事司法制度特別部会における期日外視察の概要

(北九州市役所, 福岡県警察小倉北警察署, 北九州自立更生促進センター等)

第1 視察日程

平成24年1月23日から同月24日

第2 視察先

- 1 北九州市役所
 - 暴力団対策等の実情説明
 - 福岡犯罪被害者総合サポートセンター北九州窓口の視察
- 2 福岡県警察小倉北警察署
 - 暴力団犯罪における捜査等の実情説明
 - 検察官から見た組織犯罪の捜査・公判の実情説明
- 3 北九州自立更生促進センター
 - 業務説明
 - 所内視察
- 4 日本司法支援センター福岡地方事務所（法テラス福岡地方事務所）
 - 国選弁護関係業務等の実情説明
 - 犯罪被害者支援の実情説明
 - 所内視察
- 5 門司税関福岡空港税関支署
 - 業務説明
 - 検査状況及び所内施設の視察
- 6 福岡刑務所
 - 業務説明
 - 所内視察

第3 視察結果

別紙1記載のとおり。

※ 視察結果は、事務局において概要として取りまとめたものであり、視察内容や視察時の説明・質疑応答内容の全てを記載したものではない。

第4 参加委員等

別紙2記載のとおり。

※ 視察日程の全部又は一部に参加した委員等を記載した。

視察結果（概要）

第1 北九州市役所における視察結果

1 暴力団対策の実情説明等

(1) 説明の概要

北九州市長，市民文化スポーツ局安全・安心担当理事，同局民事暴力相談センター所長から，北九州市における暴力団対策の実情等に関する説明を受けた。

(2) 説明・質疑応答要旨

- 北九州市では，暴力団によるものと考えられる発砲事件等が多発し，市民に不安や脅威を与えるとともに，市のイメージダウンを招いている。
- 北九州市では，これまでに，①市の事務・事業からの徹底した暴力団排除，②県警と連携した安全対策の推進，③暴力団追放意識の高揚施策の推進を3本柱として，官民一体となって暴力団対策に取り組んできており，今後も，街頭防犯ビデオの設置など，出来る範囲で積極的に取り組むつもりであるが，市としての取組には限界がある。
- 暴力団犯罪の抑止には犯人の検挙が重要であり，市民の切実な願いであって，警察の活動に期待しているが，発砲事件等の犯人の検挙が進んでいないのが実態である。
- 市民が実際に感じている大きな不安を払拭するためには，テロ集団ともいえる暴力団組織に有効に対処できる法規を制定し，取締機関に取締りのための武器を1つでも多く持たせることが必要である。
- これまでも，福岡県知事，福岡県公安委員会委員長及び福岡市長とともに，国に対して，暴力団対策法の抜本的改正，通信傍受の要件の緩和や司法取引などの新たな捜査手法の導入等を要請してきたところである。
- 新たな刑事司法制度の検討に当たっては，暴力団犯罪等の組織犯罪の捜査の実態を十分に踏まえ，確実な検挙・処罰の実現と市民の安全安心を確保するという視点をもって結論を出してもらいたい。

2 福岡犯罪被害者総合サポートセンター北九州窓口の視察

北九州市役所1階に設けられた福岡犯罪被害者総合サポートセンター北九州窓口を視察した（同センターの業務に関しては，別途，日本司法支援センター

福岡地方事務所において、NPO法人福岡犯罪被害者支援センター長から説明を受けた。(後記第4参照。)

第2 小倉北警察署における視察結果

1 視察の状況

福岡県警察暴力団対策部副部長（北九州地区暴力団総合対策現地本部長）から、福岡県内の暴力団情勢、暴力団犯罪における捜査の実情等に関する説明を受けた。

また、併せて、福岡地検検事から、検察官から見た組織犯罪等の捜査・公判の実情に関する説明を受けた。

2 説明及び質疑応答要旨

(1) 福岡県警察暴力団対策部副部長

- 福岡県内の発砲事件の発生件数は全国最多であり、また、手榴弾を用いた事件も多発しており、これら事件の被害者の多くは、暴力団排除の取組をしていた建設会社の関係者等の民間人である。
- これら暴力団組織によるものとみられる犯罪において、実行犯は現場に証拠を残さない工作をしており、検挙が非常に困難な状況にある。昨年福岡県内で発生した発砲事件18件のうち、犯人が検挙されたのは2件である。
- 一般に、暴力団組員による犯罪においては、実行犯が検挙されても、上位の組員等の関与について供述せずに自分だけが罪をかぶれば、組織内での地位や金銭的な援助が約束され、逆に、供述すれば報復を受けるため、共犯者等に関する供述を得ることは難しい。また、粘り強い説得により、捜査段階で被疑者や参考人から供述を得ても、組織による報復を恐れ、公判では供述・証言を拒否する場合もある。
- 個人的な意見であるが、組織犯罪の確実な摘発・処罰を可能とするためには、捜査に協力して事実を供述した者について、裁判所が量刑を判断するに当たり、刑を減免する制度や捜査協力者を保護する制度等の導入が有効と考えている。
- 身柄事件の被疑者の取調べが録音・録画されても、私自身としては、取調べに変わるところはないと思う。ただ、一般に、暴力団組員による犯罪の取調べにおいては、様々な話をするすることがあり、その中には調書にしていけない部分もあるため、取調べが録音・録画されると、そのようなやり取

りができなくなることが懸念される。

(2) 福岡地検検事

- 暴力団犯罪に限らず、現場に指紋やDNA等の痕跡が残っていない、あるいは隠滅されるなどにより、客観的証拠の収集がままならない事案は少なくない。
- 事件関係者や参考人の供述は重要であるが、一般人にとって、公判で証言することは多大な精神的苦痛を伴うものであり、決して喜んで協力するわけではないことを、まず理解していただきたい。検察官は、証言してもらえよう証人に説得しているが、これは容易なことではない。特に暴力団等の組織犯罪においては、報復を恐れて証言を拒否する者が少なくないのが現状である。
- 刑事司法制度の設計に当たっては、証人の負担を軽減するとともに、その保護の措置等を講じるなど、証言を得られやすくするための検討をお願いしたい。

第3 北九州自立更生促進センターにおける視察結果

1 視察の状況

福岡保護観察所北九州支部長及び統括保護観察官から、北九州自立更生促進センターの業務概要等に関する説明を受けるとともに、所内施設（居室、浴室、事務室等）を視察した。

2 説明及び質疑応答要旨

- 刑務所内での成績が良好であり、仮釈放の可能性のある者でも、親族や民間の更生保護施設等の受入先が整わない場合は、仮釈放されずに満期出所となり、刑期満了とともに社会に放任されるという実情にある。
- 北九州自立更生促進センターは、保護観察所に宿泊施設を整備して、刑務所から仮釈放される者の受入先となり、保護観察官による指導・監督を行うことで、円滑な社会復帰と再犯の防止を実現しようとしている。
- センターの定員は成人男子14名であり、保護観察官が24時間365日体制で生活指導、ハローワーク等を介した就労支援、就労先への送迎等を行い、その中で、入所者に遵守事項違反があれば、仮釈放を取り消して刑務所に収容するなどの措置を講じている。
- 入所期間は原則3か月間であり、その後は、帰住先を調整した上でセンターを退所させ、残りの保護観察期間は、帰住先の地域を管轄する保護観察所

において実施している。

第4 日本司法支援センター福岡地方事務所における視察結果

1 視察の状況

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）理事及び同第二業務部長並びに法テラス福岡地方事務所長から、法テラスにおける国選弁護関係業務、国選弁護人の弁護活動の実情に関する説明を受けるとともに、同事務所内を視察した。

また、併せて、NPO法人福岡犯罪被害者支援センター長（福岡犯罪被害者総合サポートセンター理事・弁護士）から、犯罪被害者支援の実情について説明を受けた。

2 説明及び質疑応答要旨

(1) 法テラス

- 法テラスの業務の一つとして、国選弁護等関係業務がある。具体的には、裁判所から国選弁護人の指名依頼通知があると、原則として24時間以内に、福岡弁護士会が作成した国選弁護人候補者名簿に登録された弁護士の中から、国選弁護を引き受ける弁護士を確保して、裁判所に通知している。なお、犯罪被害者支援も法テラスの業務の柱に位置付けられている。
- 法テラス福岡では、福岡市や北九州市などの都市部のほか、弁護士過疎地域である筑豊地区を抱えているが、この地区の国選弁護人指名業務は、都市部の弁護士の協力を得るシステムを構築し、運用している。また、長崎県の離島である壱岐及び対馬における国選弁護事件についても、法テラス長崎が対応できない場合に対応しており、また、休日の九州各県における被疑者国選弁護の指名業務についても担当している。福岡は、大分とともに当番弁護士制度の発祥の地であり、これを長く運用してきた経験をもとに、現在、被疑者国選等関係業務を円滑に運用している。
- 取調べの在り方を検討する上での参考として、①捜査官が、共犯者2名に対し、それぞれ他の共犯者は自白した旨嘘を言って事実と反する自白調書を作成した事例、②通訳を要した外国人被告人の公判において、検察官調書を読み聞かせる場面を録音・録画したDVDを再生した結果、被告人の実際の供述とは異なる内容の自白調書が作られていたことが明らかとなった事例を紹介する。
- 被疑者国選弁護制度が設けられた結果、起訴前の段階から事件の争点を

絞ることができ、公判あるいは公判前整理手続において的確な問題提起をすることが容易になったほか、公判前から被疑者との間で信頼関係を築けるという点で、起訴事実を争う事件だけではなく、多数を占めている事実争いのない事件の情状弁護においても、反省や更生の契機となる弁護活動を充実する上で有益になっていると思う。

- 被疑者国選弁護の範囲拡大については、逮捕段階まで対応することは容易ではないと思われるが、対象犯罪を拡大することは十分対応可能であると思われる。いずれにせよ、どのような制度となっても、弁護士会とも協力し、遺漏ない対応体勢を作りたい。

(2) NPO法人福岡犯罪被害者支援センター

- NPO法人福岡犯罪被害者支援センターは、平成12年に任意団体として設立し、平成20年には、福岡県・福岡市・北九州市から業務委託を受けて福岡犯罪被害者総合サポートセンターを開設し、さらに、平成21年には、福岡県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、犯罪被害者支援に取り組んでいる。
- サポートセンターは、相談員による電話相談・面接相談のほか、被害者の病院への付添い、警察・検察・裁判所への付添い、相談員の養成・研修、犯罪被害者支援活動に対する広報啓発などを実施している。被害者の状態等によっては、弁護士と臨床心理士が同席して面接相談を実施することもある。
- サポートセンターでは、様々な相談があるが、犯罪の種類によっては、被害者が届け出る割合が非常に低い犯罪もある。加害者への刑は非常に軽いと被害者は思う。被害者の状態は重く深刻であるが、物的証拠がなく、刑事手続を断念せざるを得ない場合もある。診察を受けた病院などで、被害者の意向に配慮しながら、物的証拠を確保することが重要であり、そのための措置が必要と考える。
- 被害者は、事件のことを忘れられず、仕事にも復帰できず、深刻な健康不安に陥るなど、もとの生活に戻れないのであって、PTSDの状態を刑事手続に反映してもらいたいし、適切な医療が受けられるよう支援が必要である。
- 無罪事件には被害者がいる事件もあり、その際、被害者は何を信頼したらいいのか不安定となることを理解していただきたい。被害者の訴訟参加の適切な運用が必要であり、せめて被害者には、判決の日に判決書を無料

で渡してもらいたい。

第5 門司税関福岡空港税関支署における視察結果

1 視察の状況

門司税関調査部長等から税関業務に関する説明を受けたほか、麻薬探知犬によるデモンストレーション及び訓練用バッグを使用したX線検査の状況並びに検査場等の施設を視察した。

2 説明及び質疑応答要旨

- 税関職員は、輸出入が禁止されている貨物の密輸出入等の関税法違反嫌疑事件について、同法に基づき、嫌疑者及び参考人への質問等のほか、必要に応じ裁判官の許可状を得た上で関係先の捜索・差押え等の犯則調査を行う。
- 犯則調査の結果、犯則の心証が得られたときは、罰金相当額等の納付を命ずる通告処分を行うが、懲役刑相当と思料される事案や通告処分を履行する資力がない場合等には、検察官に告発を行う。
- 税関職員は司法警察職員ではないため、嫌疑者の身柄確保の必要がある場合、税関からの通報を受けた警察官等が逮捕するのが基本であるが、不正薬物密輸事件では税関職員が私人として現行犯人逮捕をする場合もある。
- 主な不正薬物の密輸形態としては、①航空機旅客等によるもの、②国際郵便物を利用したもの、③商業貨物を利用したもの、④船舶乗組員等によるものなどがある。近時の傾向としては、航空機旅客と国際郵便による密輸入が大半を占めており、さらに、仕出地が多様化し、密輸手口が悪質巧妙化していることがあげられる。このような状況の下、税関が水際で摘発する覚醒剤は、ここ数年、年間300キログラム以上で推移している。
- 密輸された不正薬物について、他人から預かったなどと述べてその認識を否認する者もあり、公判で密輸の故意が否定される事例も散見されているため、認識の有無に関する的確な証拠化に努めている。

第6 福岡刑務所における視察結果

1 視察の状況

福岡刑務所長から福岡刑務所の業務概要に関する説明を受けたほか、所内施設（居室、工場、運動場等）を視察した。

2 説明及び質疑応答要旨

- 福岡刑務所は、収容定員約2,000人の全国でも有数の大規模刑務所で

ある。60歳以上の高齢受刑者が年々増加して約17パーセントを占め、暴力団関係者の受刑者は約32パーセントを占める。また、受刑者の平均入所回数は約4.4回である。

- 福岡刑務所は、調査センターとしての機能を有しており、福岡矯正管区内で新たに刑が確定した男子受刑者のうち、26歳未満で受刑歴のない刑期1年6月以上の者等を約2か月間収容し、心理技師等による専門的な調査を行った上で、処遇すべき施設を定めて移送し、受刑させている。
- 福岡刑務所は、福岡管内の医療重点施設として、管内各施設の受刑者で身体的疾患に罹患し、専門的治療を要する患者を収容して治療している。
- 福岡刑務所では、犯罪の責任を自覚させることなどの一般的な改善指導のほか、特別改善指導として、①薬物依存離脱指導、②暴力団離脱指導、③性犯罪再犯防止指導、④被害者の視点を取り入れた教育及び⑤就労支援指導を実施している。これら指導の実施に当たっては、外部の専門家の協力を得ることも多い。

参加委員等

1 委員

本田部会長，青木委員，井上委員，岩井委員，大久保委員，大野委員，小野委員，川端委員，神津委員，後藤委員，酒巻委員，周防委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，舟本委員，松木委員，宮崎委員，村木委員，安岡委員，山口委員

2 幹事

岩尾幹事，上富幹事，宇藤幹事，加藤幹事，川出幹事，吉川幹事，小坂井幹事，坂口幹事，島根幹事，神幹事，露木幹事

3 関係官

林関係官